

【6】寛永十六年三波川村年貢請取状（寛永十六年・一六三九）

（藤岡市・飯塚家文書 P 八二二四 No. 六四六〇）

《親文》

（端裏）

「大与兵へ殿

寛永十六卯請取」

卯ノ年三波川村御年貢請取事
 永吉貫九百七拾壹文
 永九貫五百式文
 此漆拾三貫五百七拾五匁
 此え四斗六升
 永四拾八貫八百八拾四文
 合六拾貫四百四拾九文
 此外臨時浮役
 永六百式十文
 永三百式拾六文
 永吉貫貳百式拾壹文
 永貳貫八百六十文
 永五百七拾式文
 合五貫五百九拾九文
 納合六拾六貫四拾八文
 此外口錢濟
 右、請取処皆済也、如レ件
 寛永十六年卯十二月廿九日 大与兵

卯ノ年三波川村御年貢請取事

永吉貫九百七拾壹文

此漆拾三貫五百七拾五匁

永九拾貳文

此え四斗六升

永四拾八貫八百八拾四文

合六拾貫四百四拾九文

此外臨時浮役

永六百式十文

永三百式拾六文

永吉貫貳百式拾壹文

永貳貫八百六十文

永五百七拾式文

合五貫五百九拾九文

納合六拾六貫四拾八文

此外口錢濟

右、請取処皆済也、如レ件

寛永十六年卯十二月廿九日

大与兵

名主百姓中

黒印

黒印

《読み下し》

(端裏)

「大与兵へ殿

寛永十六卯請取」

卯ノ年三波川村御年貢請取事

永壹貫九百七拾壹文

綿本代え納

永九貫五百式文

漆にて納

此漆拾三貫五百七拾五匁

永九拾式文

往にて納

此え四斗六升

永四拾八貫八百八拾四文

金にて納

合六拾貫四百四拾九文

此外臨時浮役

永六百式十文

絹ノ割

永參百式拾六文

帟ノわり

永壹貫貳百式拾壹文

綿ノわり

永貳貫八百六十文

帟舟役本

永五百七拾式文

右之わり

合五貫五百九拾九文

納合六拾六貫四拾八文

此外口錢濟

右、請け取る処皆済なり、件のごとし

寛永十六年卯十二月廿九日 大与兵

黒印

黒印

名主百姓中

《用語》

【大与兵】大河内与兵衛。伊奈半十郎忠治の手代

【寛永十六卯】一六三九年

【三波川村】旧多野郡鬼石町三波川(現藤岡市三波川)。近世は幕府領。

【永壹貫】田畑に課せられる年貢を永樂錢(えいらくせん)で見積も

ったもの。東国地方で行われた。関東を中心に永樂錢は早くから流

通し、他の各種通貨の基準としての地位を占めていた。後北条氏は

永樂錢の価値を精錢の二倍とし、これを基準とする永高を用いた。

年貢の徴収も永樂錢何貫文といった形で割り付けたので、田畑、村

高を永(えい) 何貫文と表現するようになった。慶長十三年(一

六〇八)幕府は永樂錢の流通を禁止したため、永高は公式には消滅

した。しかし、相模(さがみ) 地方などでは田畑の評価や貨幣計算

に明治初期まで使われていた。

【綿本代え納】記載形式から現物納ではなく、綿の現物納分が代金納と

なったと考えられている。

【漆】漆木は落葉喬木で、その果実から蠟を製し、樹皮から漆汁を採取

して塗料に用いられる。江戸時代に入ると家具調度類にも漆塗が

行われ、漆器業が栄え、さらに燈火用としての蠟の使用も増大する

に伴い四木三草の一つとして幕府・諸藩とも植栽を奨励した。

【匁】尺貫法における重量の単位。貫の千分の一、分(ふん)の十倍に

あたる。唐の開元通宝錢一文の重さを「もんめ」と称して中世末期

以降用いられたが、斤両制と入りまじって複雑になり、江戸中期以

降規格が統一された。約三・七五グラム。略して、「目(め)」と

いう。

【荏】植物「えごま（荏胡麻）」の古名

【臨時・浮役】浮役とは江戸時代の雑税の一つ。小物成（こものなり）のうち、郷帳に記載して年々きままって納めるもの以外のものの総称。譲原村の元禄四年年貢割付状（山田松雄家文書）によれば、臨時は「絹綿紙売出し」とし、絹・綿・紙を販売して得た収益への課税とみられる。

【絹ノ割・帛ノわり・綿ノわり】「割」（ワリ）とは売り上げに対する課税と見られている。

【帛（紙）舟役】江戸時代、和紙生産に従事する紙漉（すき）者の納める運上金。製造用具である紙船（紙を漉く箱、紙漉船）に対して課税。

【口銭（くちせん）】江戸時代、年貢が金銀銭で納められる場合に付加税として徴収された銭。一貫文につき三十文の割で徴収され、はじめは代官が収納して役所の費用にあてたが、享保十年（一七二五）以降は幕府に収められた。口永（くちえい）。くちぜに。

《解説》

これは寛永十六年（一六三九）に伊奈氏の手代大河内金兵衛から三波川村に出された年貢請取状（皆済状）です。佐藤孝之氏の研究によれば、鬼石領譲原村・同三波川村・山中領ではこれ以前には当時の行政村単位で年貢皆済状は出されておらず、この年より年貢割付状と年貢皆済状が揃って発行されるようになったとされています（佐藤孝之『近世山村地域史の研究』吉川弘文館、二〇一三年）。

江戸時代には、割付によって村単位にその年の年貢量が通達され、こ

れを期月内に完納したとき、請取状（皆済状）がだされました。年貢は領主が個々の農民層から直接徴収したものでなく、上納はすべて村単位や五人組の責任で行われていました（年貢村請制）。

この史料や年貢割付状に基づき、寛永十六年の年貢の内容を考察してみます。最初の合計六十貫四百四十九文が、高辻（年貢として納めるべき分米や石高の合計）より損免を引き、「高之外上り」（年貢割付状より補足）を足したものです。内訳は、永九貫五百式文を漆の現物（十三貫五百七十五匁）で、永九十一文を荏の現物（四斗六升）で納めています。また、永一貫九百七十一文は綿を売った代金、その他の四十八貫八百八十四文は金（貨幣）で納入しています。

この他に「臨時浮役」（小物成）として五貫五百九十九文が納入されています。その内訳は、絹・紙・綿を売った代金にかかる税が、それぞれ永六百二十文・永三百二十六文・永一貫二百二十一文、紙の製造者にかかる税が永一貫八百六十文、右の割永五百七十一文となっています。これらを合わせた全体の合計が六十六貫四十八文でした。